

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司
(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番 他4者
(変更後) 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 他4者
- 3 変更年月日
 - (1) 令和3年4月1日
 - (2) 令和3年4月16日
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の代表者に変更が生じたため
 - (2) 小売業者の名称及び所在地の錯誤のため
- 5 届出年月日
令和3年5月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年6月4日から令和3年10月4日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp